

# 福井県報

第 198 号  
令和 4 年  
5 月 31 日 (火)  
火 曜 日 発 行

## 告 示

### 目 次

- 有害な興行の指定(二二五・県民安全課)……………二
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定(二二六・地域福祉課)……………二
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定の更新(二二七・同)……………二
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止(二二八・同)……………三
- 生活保護法の規定による指定医療機関の辞退(二二九・同)……………四
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(二三〇・長寿福祉課)……………四
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(二三一・同)……………五
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(二三二・同)……………五
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(二三三・同)……………六
- 救急業務に係る医療機関の撤回(二三四・丹南保健所)……………六
- 保安林の指定の解除の予定(二三五・森づくり課)……………六
- 令和四年度地籍調査事業計画(二三六・農村振興課)……………七
- 土地改良区の定款変更の認可(二三七・福井農林総合事務所)……………七
- 土地改良区の定款変更の認可(二三八～二四一・丹南農林総合事務所)……………七
- 大蓮寺川放水路整備工事○四一○四一○四一○一の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二四二・土木管理課)……………七

## 公 告

- 県の財政事情および公営企業の業務状況の公表(財政課)……………九
- 令和三年度の公文書の公開の実施状況(情報公開・法制課)……………九
- 令和三年度の福井県個人情報保護条例の運用状況(同)……………一
- 令和四年度登録販売者試験の実施(医薬食品・衛生課)……………一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(県産材活用課)……………三
- 土地改良区の役員の退任(四件・福井農林総合事務所)……………四
- 土地改良区の役員の就任(三件・同)……………五
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………六
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………六
- 土地改良区の役員の就任(同)……………六

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(土木管理課)……………一六
- 選挙管理委員会告示……………一六
- 政治団体の設立の届出(四七)……………一九
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(四八)……………二〇
- 政治団体の解散の届出(四九)……………二〇
- 個人演説会等の施設の指定(五〇)……………二一
- 個人演説会等の施設の指定の取消し(五一)……………二一

## 知 事

## 福井県告示第225号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和4年5月23日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画 手		UNITED PRODUCTIONS 〈日活〉
映画	愛に奉仕せよ (原題) SERVE THE PEOPLE (韓国)	クロックワークス (韓国)
映画	Zolaゾラ (原題) ZOLA	トランスフォーマー (アメリカ)

## 福井県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

医療機関 コード	医療機関名称	指定日	有効期限	医療機関区分	医療機関住所	開設者
2390042	tetote訪問看護ステーション合同会社	R4.2.1	R10.1.31	訪問看護ステーション	大坂郡高浜町三明第3号34番地	tetote訪問看護ステーション合同会社 代表社員 山添 陽子
0590064	おくえつ訪問看護ステーション	R4.3.1	R6.3.31	訪問看護ステーション	大野市春日173-7-1	おくえつ在宅合同会社 代表社員 中野 美子
0414365	高橋眼科 小浜診療所	R4.4.7	R9.7.30	医科	小浜市小浜酒井10-2	高橋 幸男

## 福井県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の3の規定により指定医療機関から指定更新の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

医療機関コード	医療機関名称	当初指定日	更新日	有効期限	医療機関区分	医療機関住所	開設者
1614054	多田医院	H28.4.4	R4.4.4	R10.4.3	医科	吉田郡永平寺町竹原1-19	多田 利男
0414191	耳鼻咽喉科中村クリニック	H28.4.5	R4.4.5	R10.4.4	医科	小浜市千種2丁目9-31	中村 隆
0810091	奥村医院	H26.7.1	R4.4.7	R10.4.6	医科	あわら市春宮2丁目8-3	奥村 良二
0330294	いんべ歯科	H26.7.1	R4.4.10	R10.4.9	歯科	越前市府中1丁目4-24	忌部 正
0314409	吉田皮膚科医院	H26.7.1	R4.4.21	R10.4.20	医科	越前市姫川2丁目3-3	吉田 正美
0414340	しんたにクリニック	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	医科	小浜市駅前町6-37	新谷 拓也
0714913	くまもと眼科クリニック	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	医科	鯖江市東鯖江1丁目4-23	医療法人くまもと眼科クリニック 理事長 熊本 優子
0314383	医療法人 林病院	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	医科	越前市府中1丁目3-5	医療法人 林病院 理事長 林 はるみ
0340598	さくら薬局 越前平出店	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	調剤薬局	越前市平出1丁目12番28号	クラフト株式会社 代表取締役 新井 勝
1640178	さくら薬局 福井大学前店	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	調剤薬局	吉田郡松岡町下合月24-9	クラフト株式会社 代表取締役 新井 勝
1730252	清水歯科医院	H27.7.1	R4.4.1	R10.3.31	歯科	坂井市丸岡町西理丸岡2-39	清水 清一郎
1740473	かもめ薬局	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	調剤薬局	坂井市三国町錦4丁目3-61	有限会社 コムネット 代表取締役 水嶋康博
0714723	斎藤病院	H26.7.1	R4.4.1	R10.3.31	医科	鯖江市中野町6-1-1	医療法人 東山会 理事長 斎藤 道夫
2190038	訪問看護リハビリステーション すまいる	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	訪問看護ステーション	三方郡美浜町笹田第12号2番地の1	株式会社 SLAC 代表取締役 青池 浩生
2410130	若狭町国民健康保険上中診療所	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	医科	三方上中郡若狭町市場第19号5番地	若狭町 町長 渡辺 英朗
2314100	高浜町国民健康保険 内浦診療所	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	医科	大飯郡高浜町山中82-1-1	高浜町 町長 野瀬 豊
2314134	高浜町国民健康保険 和田診療所	H28.4.1	R4.4.1	R10.3.31	医科	大飯郡高浜町和田117-68	高浜町 町長 野瀬 豊
0740193	クスのりのアオキ 北野薬局	H28.4.5	R4.4.5	R10.4.4	調剤薬局	鯖江市北野町1丁目1番33号	株式会社 クスのりのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
0540239	三共薬局	H26.7.1	R4.4.20	R10.4.19	調剤薬局	大野市本町7-2	酒井 レイ子
0440257	共創未来 小浜駅前薬局	H28.5.1	R4.5.1	R10.4.30	調剤薬局	小浜市駅前町6-36	株式会社フューアームらいい 代表取締役 岡山 善郎
1714888	東外科医院	H26.7.1	R4.5.1	R10.4.30	医科	坂井市丸岡町霞1丁目50	医療法人 昭友会 理事長 東 恭平
1714870	藤井医院	H26.7.1	R4.5.1	R10.4.30	医科	坂井市三国町南本町3丁目3-20	医療法人 聖仁会 藤井医院 理事長 藤井 康広

福井県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

医療機関コード	医療機関名称	医療機関住所	開設者	廃止日

2440040	ほほえみ薬局	三方上中郡若狹町北前川51号 19番地2	トリニテナー株式会社 代表取締役 森 政人	R4.3.31
0740292	服部薬局	鯖江市河和田町19-5-1	株式会社 服部薬局 代表取締役 服部 陽一	R4.3.31
0740433	つっじ調剤薬局	鯖江市三六町1丁目1-26	株式会社ミック 代表取締役 中川 春原	R4.3.31
1714318	大嶋医院	坂井市三国町錦4丁目2-52	大嶋 一英	R4.4.1
1733140	いちかわ歯科クリニック	坂井市春江町江留上錦60-2	市川 大以	R4.4.30

**福井県告示第229号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

医療機関 コード	医療機関名称	医療機関住所	開設者	廃止日
0314722	医療法人 悠久会 萩原医院	越前市宮谷町36-10	医療法人 悠久会 萩原医院 理事長 萩原 哲郎	R31.31
0340309	ソルカマ薬局	越前市府中1丁目6-14	村岡 孝子	R35.1

**福井県告示第230号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称 訪問看護ステーションであい
  - 2 事業所の所在地 福井県大飯郡高浜町青1字宮ヶ谷1号3番地1
  - 3 事業者の名称 株式会社高浜ケアサポート
  - 4 指定年月日 令和4年4月1日
  - 5 サービスの種類 訪問看護
  - 6 介護保険事業所番号 1862390059
- 二1 事業所の名称 FAケアサポート
- 2 事業所の所在地

福井県鯖江市住吉町1丁目2番23号

- 3 事業者の名称  
F A ケア サポート株式会社
  - 4 指定年月日  
令和4年4月1日
  - 5 サービスの種類  
訪問介護
  - 6 介護保険事業所番号  
1870700695
- 三1 事業所の名称  
やすらぎ荘デイサービスセンター
- 2 事業所の所在地  
福井県丹生郡越前町織田83-24-1
  - 3 事業者の名称  
社会福祉法人織田やすらぎ会
  - 4 指定年月日  
令和4年5月1日
  - 5 サービスの種類  
通所介護
  - 6 介護保険事業所番号  
1872000557

#### 福井県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

- 一1 事業所の名称  
J A 福井県ヘルパーステーションテラルのほほえみ
- 2 事業所の所在地  
福井県大野市中挾1丁目1401
- 3 事業者の名称  
福井県農業協同組合
- 4 廃止届出受理年月日  
令和4年3月29日
- 5 廃止日  
令和4年4月30日

6 サービスの種類

訪問介護

7 介護保険事業所番号

1870500053

二1 事業所の名称

若狭町国民健康保険上中診療所

2 事業所の所在地

福井県三方上中郡若狭町市場19号5番地

3 事業者の名称

若狭町

4 廃止届出受理年月日

令和4年4月1日

5 廃止日

令和4年3月31日

6 サービスの種類

短期入所療養介護

7 介護保険事業所番号

1862490024

三1 事業所の名称

一乗ハイツ訪問入浴事業所

2 事業所の所在地

福井県大野市牛ヶ原154-1-1

3 事業者の名称

社会福祉法人光明寺福祉会

4 廃止届出受理年月日

令和4年4月26日

5 廃止日

令和4年5月1日

6 サービスの種類

訪問入浴介護

7 介護保険事業所番号

1870500111

#### 福井県告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称  
訪問看護ステーションであい
- 2 事業所の所在地  
福井県大飯郡高浜町青1字宮ヶ谷1号3番地1
- 3 事業者の名称  
株式会社高浜ケアサポート
- 4 指定年月日  
令和4年4月1日
- 5 サービスの種類  
介護予防訪問看護
- 6 介護保険事業所番号  
1862390059

#### 福井県告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があつたので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

- 一 1 事業所の名称  
一乗ハイソ訪問入浴事業所
- 2 事業所の所在地  
福井県大野市牛ヶ原154-1-1
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人光明寺福祉会
- 4 廃止届出受理年月日  
令和4年4月26日
- 5 廃止日  
令和4年5月1日
- 6 サービスの種類  
介護予防訪問入浴介護
- 7 介護保険事業所番号  
1870500111
- 二 1 事業所の名称  
若狭町国民健康保険上中診療所
- 2 事業所の所在地

令和4年5月31日(火)

福井県告示第198号

福井県三方上中郡若狭町市場19号5番地

- 3 事業者の名称  
若狭町
- 4 廃止届出受理年月日  
令和4年4月1日
- 5 廃止日  
令和4年3月31日
- 6 サービスの種類  
介護予防短期入所療養介護
- 7 介護保険事業所番号  
1862490024

#### 福井県告示第234号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を撤回したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急診療所の撤回
- 2 名称 土川整形外科医院
- 3 所在地 福井県越前市常久町第8号1番地
- 4 撤回年月日 令和4年5月25日

#### 福井県告示第235号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大野市熊河18字上島1の20・1の23・1の24・1の26・温見3字蓬平1の2・2の7から2の10まで・5の4・5の5・15字孫次1の14・1の15（以上13筆国有林。）熊河18字上島1の17・温見15字孫次1の11・1の12（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供  
する。）

#### 福井県告示第236号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、地籍調査  
に関する令和4年度における事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとお  
り公示する。

令和4年5月31日  
福井県知事 杉本 達治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福井市	福井市の区域	令和4年4月
大野市	大野市の区域	から令和5年
鯖江市	鯖江市の区域	3月まで
あわら市	あわら市の区域	
坂井市	坂井市の区域	
永平寺町	永平寺町の区域	
南越前町	南越前町の区域	
美浜町	美浜町の区域	
若狭町	若狭町の区域	
高浜町	高浜町の区域	
おおい町	おおい町の区域	

#### 福井県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改  
良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日  
福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鷹巣土地改良区	令和4年5月17日

#### 福井県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改  
良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日  
福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江新横江土地改良区	令和4年5月17日

#### 福井県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改  
良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日  
福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江八ヶ用水土地改良区	令和4年5月17日

#### 福井県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改  
良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日  
福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
今庄土地改良区	令和4年5月17日

#### 福井県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改  
良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月31日  
福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江日野川西部土地改良区	令和4年5月20日

#### 福井県告示第242号

大連寺川放水路整備工事04-05-0401の請負契約に係る一般競争入札に参加す  
る者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（  
平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政  
令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般  
競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本と  
なるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

令和4年5月31日  
福井県知事 杉本 達治  
1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事業  
大連寺川放水路整備工事 04-05-0401
- (2) 工事場所  
一級河川 大連寺川  
福井県 勝山市本町2丁目から元町1丁目 地係
- (3) 工事概要  
施工延長 327.4m  
推進工(φ2200) 321.1m
- 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者  
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。
- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有する2の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成員は福井県内に主たる営業所を有するものであること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること)。
- イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。
- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。
- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金

- 制度を有している者であること。
- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。
- (3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。
- ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。
- イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続  
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。
- (1) 提出書類
- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和3・4年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)
- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿
- (2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等
- ア 交付期間  
令和4年5月31日(火)から同年6月15日(水)まで(福井県の休日を含める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所  
福井県大野市友江11-14  
福井県奥越土木事務所総務課
- (3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本 1部および副本 1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

## 公 告

福井県知事 杉本 達治

「別冊」は省略し、福井県総務部情報公開・法制課県政情報センター、財政課および会計局会計課若狭会計室に備え置き、一般の縦覧に供する。

福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）第34条の規定により、令和3年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

令和3年度公文書の公開の実施状況

1 対象公文書件数 13, 234件 前年度比 67. 6%増 (令和2年度 7, 895件)

【増減の主な要因】

・ 法人の決算書類

6, 617件 前年度比 136. 9%増  
(令和2年度 2, 793件)

2 請求者延べ人数 514人 前年度比 27. 5%増 (令和2年度 403人)

3 主な請求内容

- ① 法人の決算書類 6, 617件 (令和2年度 2, 793件)
- ② 政治資金収支報告書関係文書 2, 044件 (令和2年度 1, 981件)
- ③ 法人設立届 478件 (令和2年度 591件)

4 決定等の内容

- 全部公開 3, 119件 (23. 6%)
- 一部公開 9, 893件 (74. 7%)
- 非公開 180件 (1. 4%)
- (文書不存在: 171件、存否応答拒否: 3件、却下: 6件)
- 取下げ 42件 (0. 3%)

5 審査請求の処理状況 (令和4年3月31日現在)

処理すべき件数	区分		件数
	①	②	
2年度からの継続件数			0
3年度中の新規件数			2
処理済		②	0
		棄却	0
取下げ		③	0
処理中 (次年度へ継続)	①-②-③		2

令和3年度公文書の公開の実施状況 (件数内訳)

1 公開請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率
	3年度	2年度	
総務部	483	763	-36.7%
地域戦略部	455	347	31.1%
交流文化部	303	13	2230.8%
安全環境部	227	53	328.3%
健康福祉部	6,810	2,788	144.3%
産業労働部	202	115	75.7%
農林水産部	871	96	807.3%
土木部	1,162	1,185	-1.9%
会計局	19	5	280.0%
小計	10,532	5,365	96.3%
議政局	157	20	685.0%
教育委員会	358	155	131.0%
選挙管理委員会	2,044	1,981	3.2%
人事委員会等	22	0	皆増
県立大学	5	46	-89.1%
警察本部長	116	328	-64.6%
合計	13,234	7,895	67.6%

2 公開請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数		増減率
	3年度	2年度	
全部公開	3,119	3,505	
一部公開	9,893	4,321	
非公開	180	45	
取下げ	42	24	
合計	13,234	7,895	27.5%

福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）第59条の規定により、令和3年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

令和3年度福井県個人情報保護条例の運用状況

- 1 対象公文書件数 554件 前年度比 165.1%増 (令和2年度 209件)
- 2 請求者延べ人数 79人 前年度比 41.1%増 (令和2年度 56人)
- 3 主な請求内容
  - ① 警察署等への相談記録 298件 (令和2年度 166件)
  - ② 職員採用試験結果(人事委員会) 10件 (令和2年度 12件)
- 4 決定等の内容
  - 全部開示 79件 (14.3%)
  - 一部開示 467件 (84.3%)
  - 非開示 8件 (1.4%) (文書不存在5件、存否応答拒否1件、制度対象外2件)
  - 取下げ 0件 (0%)
- 5 審査請求の処理状況 (令和4年3月31日現在)
 

処理すべき件数	区分	
	①	件数
2年度からの継続件数		0
3年度中の新規件数		0
処理済	②	0
取下げ	③	0
処理中(次年度へ継続)	①-②-③	0
- 6 個人情報の開示(口頭請求分)
  - (1) 請求(開示)の件数 4,517件(令和2年度 4,404件)
  - (2) 主な請求内容
    - 運転免許試験結果 4,314件(令和2年度 4,217件)

## 令和3年度福井県個人情報保護条例の運用状況(件数内訳)

## 1 個人情報の開示請求等の状況

## (1) 個人情報の開示請求の対象となった公文書の実施機関別件数および請求者延べ人数

実施機関	公文書件数		増減率
	3年度	2年度	
知事	総務部	10	42.9%
	地域戦略部	13	85.7%
	健康福祉部	80	1500.0%
	農林水産部	0	皆減
	土木部	0	皆減
小計	103	22	368.2%
教育委員会	2	0	皆増
人事委員会	11	12	-8.3%
県立大学	8	0	皆増
警察本部長	430	175	145.7%
合計	554	209	165.1%

請求者延べ人数	3年度	2年度	増減率
	79	56	41.1%

(2) 個人情報の訂正請求の件数 0 件 (令和2年度 0件)

(3) 個人情報の利用停止請求の件数 0 件 (令和2年度 0件)

## 2 開示請求に対する決定等の内容

決定等の内容	公文書件数	
	3年度	2年度
全部開示	79	29
一部開示	467	173
非開示	8	5
取下げ	0	2
合計	554	209

## 3 口頭による開示請求および開示の状況

(1) 口頭による開示請求および開示の件数 4,517 件 (令和2年度 4,404件)

(2) 口頭による開示請求および開示の実施機関別件数・開示内容

実施機関	開示請求および開示の件数	開示内容
知事	2	狩猟免許試験結果
	10	登録販売者試験結果 クレーン・クレーン吊り試験結果
	1	技能検定結果
	小計	13
教育委員会	129	公立学校教員採用選考試験結果 福井県立中学校入学者選抜適性検査結果
人事委員会	52	職員採用試験結果
警察本部長	4,323	職員採用試験結果 運転免許試験結果
合計	4,517	

## 4 個人情報取扱事務の状況

個人情報取扱事務登録簿における個人情報取扱事務の件数(令和4年3月31日時点)  
1,788 件 (令和2年度末 1,875件)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づき、令和4年度福井県登録販売者試験（以下「試験」という。）を実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 試験日時

令和4年8月28日（日）  
正午から午後4時45分まで

#### 2 試験場所

福井県自治会館  
福井市西開発4丁目202-1  
サンブーム福井  
越前市瓜生町5-1-1  
福井県生活学習館  
福井市下六条町14-1  
中小企業産業大学校  
福井市下六条町16-15  
福井県国際交流会館  
福井市宝永3丁目1-1

#### 3 試験方法

筆記試験

#### 4 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

#### 5 受験申請書の配布

- (1) 配布期間  
令和4年5月31日（火）から同年6月27日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日は除く。）
- (2) 配布場所

福井県健康福祉部医薬食品・衛生課および県健康福祉センターの窓口ならびに福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページにて配布する。

なお、受験申請書の請求を郵送によって行う場合は、郵便番号およびあて先を明記した角2号の返信用封筒に140円切手（速達希望は400円切手）を貼って同封すること。

#### 6 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書（用紙の大きさは日本工業規格A4とする。）に次に掲げる書類等を添えて、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課または当該住所地を管轄する県健康福祉センターに、福井市に在住する者は、県福井健康福祉センターに提出すること。郵送により提出する場合には必ず簡易書留または書留郵便によること。

##### (1) 写真 1葉

（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載し、受験申請書の所定の欄に貼付すること。）

##### (2) 受験手数料 13,000円

※受験手数料は下記ア、イのいずれかの手段により納付すること。

ア 福井県収入証紙13,000円分を受験申請書の所定の欄に貼り付ける。（消印はしないこと。）

イ 福井県の手数料納付システムを利用し、コンビニ支払いまたはクレジットカードで13,000円を納付した後、発番される申込番号を福井県収入証紙貼付欄に記載すること。

#### 7 受験申請書の提出期間

令和4年6月13日（月）から同年6月27日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日は除く。）とし、郵送による場合は必ず簡易書留もしくは書留郵便で行い、令和4年6月27日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。

#### 8 合格者の発表

令和4年10月3日（月）午前10時から同年10月17日（月）の期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

#### 9 その他

受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課（福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347）または県健康福祉センターあてに行うこと。（対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号

。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称および委託区域

(1) 名 称 福井県国有林包括業務委託 (福井地区)

委託区域 福井農林総合事務所管内における県有林

(2) 名 称 福井県国有林包括業務委託 (坂井地区)

委託区域 坂井農林総合事務所管内における県有林

(3) 名 称 福井県国有林包括業務委託 (丹南地区)

委託区域 丹南農林総合事務所管内における県有林

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

(1) 名 称 福井県福井農林総合事務所

所在地 福井県福井市松本3丁目16-10

(2) 名 称 福井県坂井農林総合事務所

所在地 福井県坂井市三国町水居17-45

(3) 名 称 福井県丹南農林総合事務所

所在地 福井県越前市上太田町41-5

3 随意契約の相手方を決定した日

(1) 令和4年4月1日

(2) 令和4年4月1日

(3) 令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の名称および住所

(1) 福井林業共同事業体

(代表者)

福井森林組合

福井県福井市文京6丁目11-13

(構成員)

越前福井森林組合

福井県越前市高瀬町1丁目14-23

(構成員)

美山町森林組合

福井県福井市美山町6-25-1

(構成員)

株式会社 ツリーエー

福井県勝山市北郷町志比原2-1

(2) あわら・坂井林業共同事業体

(代表者)

坂井森林組合

福井県あわら市御籬尾15-6

(構成員)

有限会社 藤倉組

福井県坂井市丸岡町八ヶ郷13-20-2

(3) 丹南林業共同事業体

(代表者)

越前福井森林組合

福井県越前市高瀬町1丁目14-23

(構成員)

南条郡森林組合

福井県南条郡南越前町今庄2-18-1

(構成員)

株式会社 丸勝木材

福井県丹生郡越前町萩野125

5 随意契約に係る契約金額

(1) 46,289,100円

(2) 19,282,340円

(3) 176,200,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第

372号)第11条第1項第1号に該当するため。

麻生津土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 前田 重信 福井市安保町9-6

〃 田畑 善教 福井市三尾野町11-48

〃 村上 一美 福井市杉谷町26-25

〃 清水 勝栄 福井市今市町33-6

〃 吉田 平信 福井市今市町16-4

〃 清水 俊弘 福井市今市町32-53

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年12月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所

理事 道辻 保 福井市布施田町18-7

〃 中垣内一夫 福井市江上町38-11

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年11月1日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所

理事 大道 進武 吉田郡永平寺町松岡湯谷17-17-1

松岡吉野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年4月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所

理事 大道 進武 吉田郡永平寺町松岡湯谷17-17-1

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所

麻生津土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所

理事 村上 一美 福井市杉谷町26-25

〃 清水 眞 福井市今市町32-52

〃 福野 和彦 福井市安保町8-21

〃 吉田 平信 福井市今市町16-4

〃 清水 勝栄 福井市今市町33-6

〃 清水 俊弘 福井市今市町32-53

〃 吉川 善朗 福井市杉谷町1-9-1

〃 田中 英児 福井市杉谷町35-62-甲

〃 辻岡 正充 福井市中荒井町9-1

〃 津々美民治 福井市引目町14-20

〃 荒木 真一 福井市安保町8-26

〃 伊藤 利一 福井市冬野町16-6

〃 小幡 裕昭 福井市中野町10-21

〃 荒井 祥次 福井市花守町6-3

〃 直正 昭博 福井市三尾野町12-7-1

〃 田端 輝永 福井市三尾野町8-6

〃 吉川 明博 福井市杉谷町26-46

〃 荒井 博之 福井市花守町4-18

〃 清水 義明 福井市今市町32-72

川崎 利弘 吉田郡永平寺町松岡上吉野55-1

〃 吉元 治美 吉田郡永平寺町松岡上吉野58-10

〃 吉田 一雄 吉田郡永平寺町松岡湯谷5-18

〃 島中 道博 吉田郡永平寺町松岡西野中28-24

〃 金元 直栄 吉田郡永平寺町松岡宮重8-6

〃 南 哲治 吉田郡永平寺町小畑17-20

〃 古元 重之 吉田郡永平寺町松岡湯谷5-23

〃 済川 稔 吉田郡永平寺町松岡西野中31-38

〃 中村 成人 吉田郡永平寺町松岡吉野8-1

第17項の規定により、次の者が令和4年3月12日に役員を就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 川端 正行 福井市布施田町17-11-1

〃 中川 義忠 福井市江上町45-11

松岡吉野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年5月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 川崎 利弘 吉田郡永平寺町松岡上吉野55-1

〃 吉元 治美 吉田郡永平寺町松岡上吉野58-10

〃 古元 重之 吉田郡永平寺町松岡湯谷5-23

〃 畑 幹夫 吉田郡永平寺町松岡湯谷8-21

〃 金元 直栄 吉田郡永平寺町松岡宮重8-6

〃 松井 俊和 福井市高木中央3丁目601-501

〃 南 哲治 吉田郡永平寺町松岡小畑17-20

監 事 中村 成人 吉田郡永平寺町松岡吉野8-1

〃 西尾 幸博 吉田郡永平寺町松岡宮重2-5-1

〃 黒川 浩徳 吉田郡永平寺町市荒川26-1-1

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年4月27日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 橋本 充雄 坂井市春江町沖布目15-16

鯖江下新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 木水 勇 鯖江市下新庄町52-28

〃 木水 秀徳 鯖江市下新庄町52-59

〃 石本 義幸 鯖江市下新庄町53-6

〃 真田権右衛門 鯖江市下新庄町53-78

〃 石本 浩治 鯖江市下新庄町55-19-2

〃 福岡 正喜 鯖江市下新庄町59-4-1

〃 山形 和夫 鯖江市下新庄町63-6

〃 齋藤 晋 鯖江市定次町8-15

〃 齋藤 正之 鯖江市定次町8-31

〃 奥田 俊雄 鯖江市五郎丸町16-25

監 事 福田 耕一 鯖江市下新庄町56-30

〃 山崎 喜通 鯖江市下新庄町126-6-1

〃 齊藤 徳明 鯖江市定次町8-25

鯖江下新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和4年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 木水 秀徳 鯖江市下新庄町52-59

〃 石本 義幸 鯖江市下新庄町53-6

〃 石本 浩治 鯖江市下新庄町55-19-2

〃 福岡 秀樹 鯖江市下新庄町52-76

〃 石本 嘉信 鯖江市下新庄町53-28-1

〃 三田村孝一 鯖江市下新庄町128-21-1

〃 内方 忠敏 鯖江市下新庄町63-31

〃 齋藤 晋 鯖江市定次町8-15

〃 齋藤 正之 鯖江市定次町8-31

〃 恩地 彦雄 鯖江市定次町8-2

監 事 山崎 喜通 鯖江市下新庄町126-6-1

〃 奥田 俊雄 鯖江市五郎丸町16-25

〃 福岡 良二 鯖江市下新庄町134-21

政府特定調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施す

るので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「工事業務」という。）の名称

ふくい建設産業ポータルサイト構築および保守業務

(2) 業務内容

ふくい建設産業ポータルサイト構築および開設後の保守業務

(3) 契約期間

令和4年8月1日から令和10年3月31日まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であつて、それぞれふくい建設産業ポータルサイト構築および保守業務に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

(1) 個人または法人

ア 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。ただし、後段3（1）に定める受審資格認定申請書提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施工令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について受審資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する受審資格を喪失するものとする。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 受審資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、すべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

カ 次の(フ)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。

(フ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等を行っている者

(エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体

ア (1)アからカまでに掲げる要件のすべてを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(イ) 共同企業体の目的

(ウ) 共同企業体の名称

(エ) 構成員の名称および所在地

(オ) 代表構成員の名称および権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 各構成員の責任

(ク) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

(ケ) 取引金融機関の名称

(コ) 業務機関中における構成員の脱退に関する措置

(ク) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

(カ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の代表構成員が(1)カに掲げる要件を満たすこと。

ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

エ 全ての構成員が、本件提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

オ 3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受けていること。

3 受審資格の認定の申請手続等

- (1) 受審資格の認定の申請手続等  
 企画提案書を提出する者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。
- ア 提出書類および部数  
 (ア) 受審資格認定申請書 (様式1) 1部  
 (イ) 企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる資料 (会社案内等)  
 (ウ) 過去に同種案件の受託がある場合は、その実績がわかるもの (契約書の写し等)
- イ 提出方法  
 持参または郵送 (必着) にて提出すること。
- ウ 提出期限  
 令和4年6月13日 (月) 17時まで (必着)  
 なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。
- エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称  
 〒910-8580  
 福井県福井市大手3丁目17番1号  
 福井県土木部土木管理課技術管理グループ  
 電話0776-20-0471  
 提出資料の様式等
- オ 実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。
- カ 交付期間  
 令和4年5月31日 (火) から令和4年6月13日 (月) まで (土、日、祝日を除く。) の9時から17時までとする。
- キ 交付場所  
 3(1)エに同じ。
- ク なお、福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp>) からダウンロードすることができる。
- (2) 受審資格の認定時期  
 受審資格の認定は、令和4年6月16日 (木) までに行う。
- (3) 受審資格の認定結果  
 電子メールにより申請者に通知する。
- (4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明  
 ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。この場合においては、令和4年6月21日 (火) 17時00分までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出し

- なければならない。
- イ 県は、説明を求めた者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。
- 4 本委託業務に関する質問事項  
 本業務に関する質問事項については、令和4年6月22日 (水) 17時までに電子メールで文書 (様式2) を提出すること (提出先: [kanrika@pref.fukui.lg.jp](mailto:kanrika@pref.fukui.lg.jp))  
 質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。
- 5 企画提案書の提出手続  
 (1) 提出書類および提出部数  
 ア 企画提案書 8部  
 イ アの電子データを収録した電子媒体 1部  
 (2) 提出方法  
 持参または配達証明付き郵便によること。
- (3) 提出期限  
 令和4年7月12日 (火) 12時00分まで (必着)  
 なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。
- (4) 提出場所  
 3(1)エに同じ
- (5) 提出書類の様式等  
 3(1)オに同じ
- 6 プレゼンテーションの実施  
 提案者の審査を行うため、提案内容のプレゼンテーションおよび提案内容に関するヒアリングを実施する。その日程等は概ね次のとおりとし、詳細は受審資格の認定結果と合わせて通知する。
- (1) 開催日時  
 令和4年7月15日 (金) (時間は未定)
- (2) 開催場所  
 福井県庁舎内
- 7 審査会および契約先候補者の選考等  
 (1) 審査会  
 審査委員会が、提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容等に基づき審査を行う。
- (2) 審査結果  
 審査結果について、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

7 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、その旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

## 8 その他

(1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本の通貨に限る。

(2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

(7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、別添「ふくい建設産業ポータルサイト構築および保守業務 公募型プロポーザル実施要領」等による。

## 9 Summary

(1) Subject matter

Proposals for the Fukui Construction Industry Portal Site

(2) Time-limit for the submission of proposals

12:00P.M. on Tuesday, July 12, 2022

(3) Contact point for the notice

Public Works Management Division, Department of Public Works, Fukui

Prefectural government 3-17-1,Ohte, Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580,Japan.

(TEL 0776-20-0471)

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和4年4月22日	くずのさちよ後援会	葛野 早智代	堀内 潤子	福井市大島町堂畑205-2
令和4年5月2日	笹原修之後援会	田川 幹雄	笹原 博之	あわら市春宮3-19-15
令和4年5月6日	参政党福井支部	砂畑 まみ恵	吉田 瑛	福井市グリーンハイツ4-123

#### 福井県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年2月11日	税理士による稲田朋美後援会	伊藤 公一	代表者	伊藤 公一	森陰 輝夫
令和4年3月31日	税理士による山崎正昭後援会	松田 一彦	会計責任者	朝山 茂樹	本田 豊
令和4年4月4日	自由民主党福井県と きわ会支部	和田 豊和	主たる事務所の所在地	越前市平出2-26-3	鯖江市住吉町3-12-13
			代表者	和田 豊和	橋爪 毅
令和4年5月9日	自由民主党あわら市支部	赤尾 政治	会計責任者	谷口 勝	門田 吉雄
			主たる事務所の所在地	あわら市花乃杜1-1-21	あわら市春宮1-6-3
			代表者	赤尾 政治	笹岡 一彦

#### 福井県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年4月15日	立憲民主党福井県第1区総支部	野田 富久
令和4年4月25日	近藤哲行後援会	金森 孝二

福井県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、勝山市選挙管理委員会から、同条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名 称	施設の所在地	取消年月日
平泉寺ま ちづくり 会館	勝山市平泉寺町平泉寺 170-110	令和4年4月1日
村岡ま ちづくり 会館	勝山市郡町2-2-7	令和4年4月1日
野向町 コミュニ ティ センター	勝山市野向町龍谷15-1	令和4年4月1日
荒土ま ちづくり 会館	勝山市荒土町松田8-4	令和4年4月1日
北郷ま ちづくり 会館	勝山市北郷町東野18-24	令和4年4月1日
鹿谷ま ちづくり 会館	勝山市鹿谷町本郷31-7	令和4年4月1日
猪野瀬 まちづくり 会館	勝山市北市7-4	令和4年4月1日
遅羽ま ちづくり 会館	勝山市遅羽町大袋48-42	令和4年4月1日

福井県選挙管理委員会告示第51号

小浜市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名 称	施設の所在地	取消年月日
小浜市福祉センター	小浜市小浜鹿島123	令和4年4月1日
わかさ国府の郷四季菜館	小浜市和久里24-25-1	令和4年4月1日

令和四年五月三十一日発行  
発行人 〒910-1858 福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県